

## 背景

- 教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」の実現

- 社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境変化
  - ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
  - ・学校教育課題の多様化・複雑化

## 主な課題

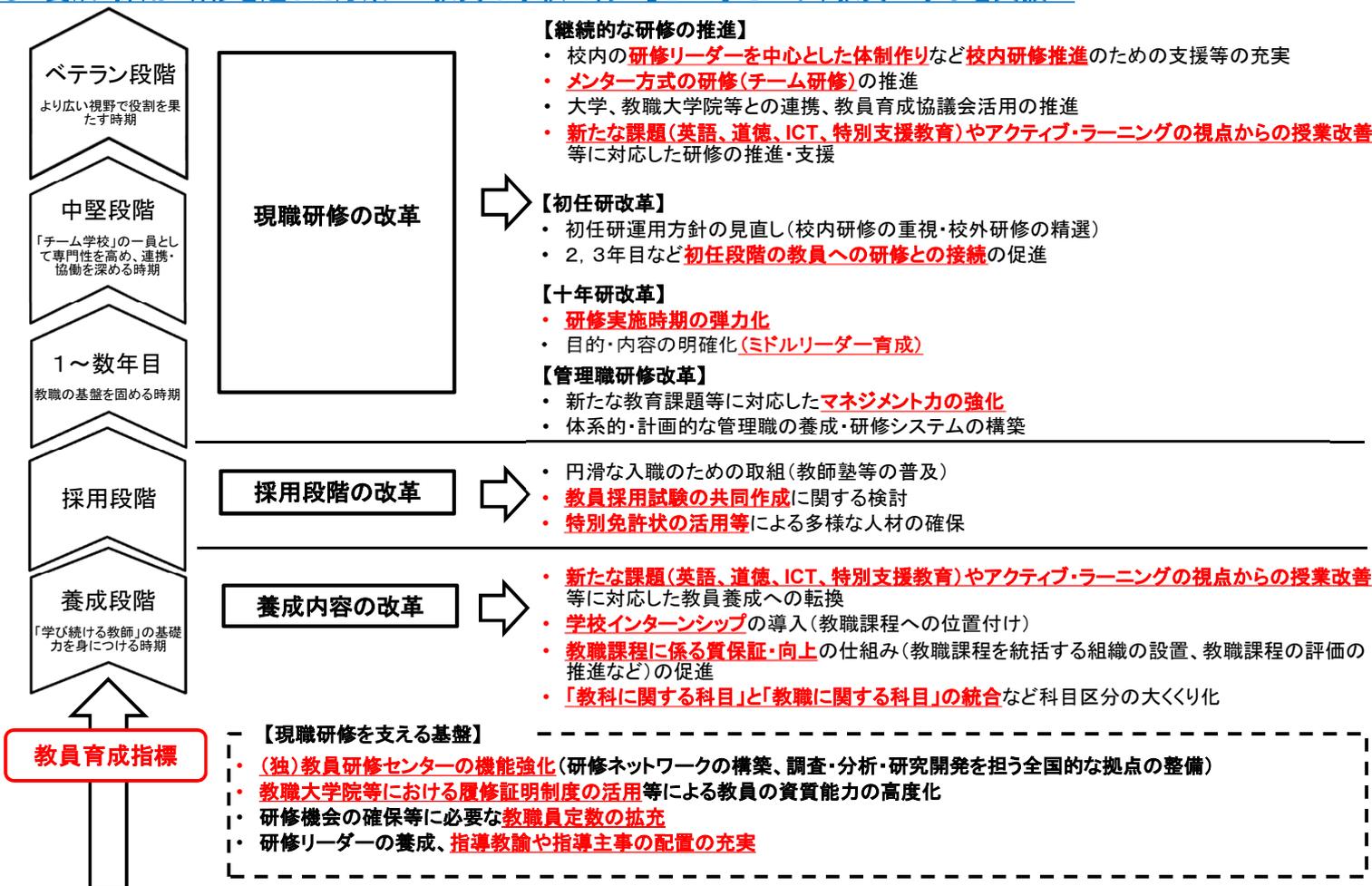
<b>【研修】</b> ○教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難 ○自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要 ○アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要 ○初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要	<b>【採用】</b> ○優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要 ○採用選考試験への支援方策が必要 ○採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要	<b>【養成】</b> ○「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要 ○学校現場や教職に関する実際に体験させる機会の充実が必要 ○教職課程の質の保証・向上が必要 ○教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要
--	--	--

- 【全般的事項】**
- 大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
  - 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
  - 新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要

- 【免許】**○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

## 具体的方策

### ○ 養成・採用・研修を通じた方策～「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援～



### ○ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- ・教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(教員育成協議会)の構築
- ・教育委員会と大学等が協働で策定する教員育成指標、研修計画の全国的な整備
- ・国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示、教職課程コアカリキュラムを関係者が共同で作成(グローバル化や新たな教育課題などを踏まえて作成)

# 教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要

## 趣旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

## 提言等

- ・教育再生実行会議第七次提言「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」(平成27年5月14日)
- ・中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月21日)
- ・「次世代の学校・地域」創生プラン(平成28年1月25日大臣決定)

### 提言の具体化

- 教師がキャリアステージに応じて修得すべき能力を示す**指標を策定**
- 地方公共団体、大学等からなる**協議の仕組みを整備**
- 教師の資質・能力の開発・向上を国として支援するための**拠点の整備**などを提言。

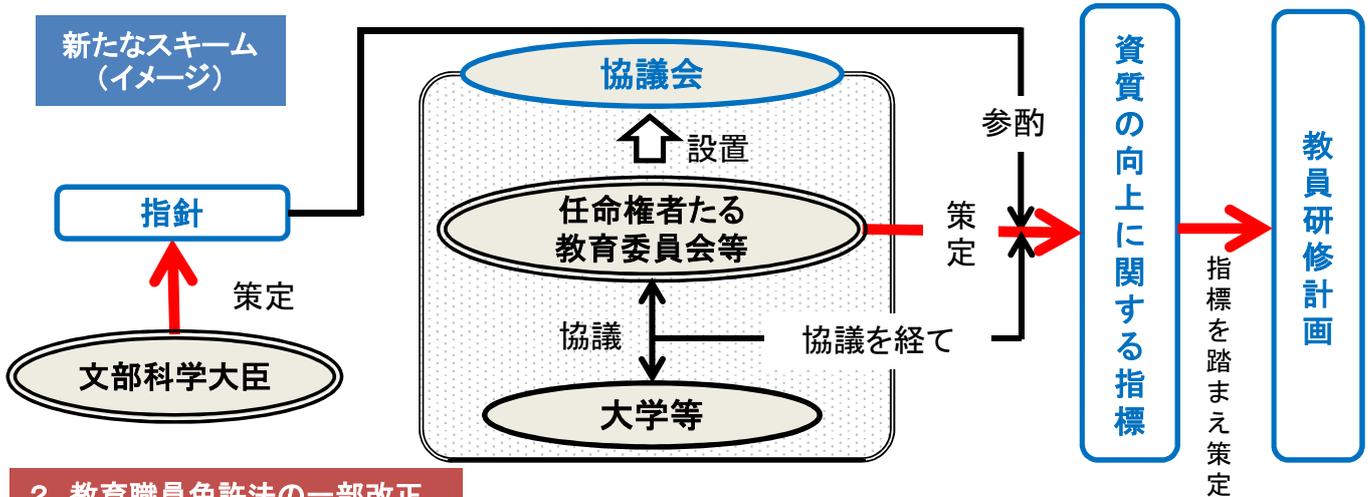
## 1. 教育公務員特例法の一部改正

### (1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備

- ・文部科学大臣は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための**必要な指針を策定**する。
- ・**教員等の任命権者(教育委員会等)**は、教育委員会と関係大学等とで構成する**協議会を組織**し、指標に関する協議等を行い、**指針を参酌しつつ**、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための**必要な指標を定める**とともに、指標を踏まえた**教員研修計画を定める**ものとする。

### (2) 十年経験者研修の見直し

十年経験者研修を**中堅教諭等資質向上研修に改め**、**実施時期の弾力化**を図るとともに、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための**研修とする**。



## 2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における**大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し**、**外国語の小学校特別免許状を創設**する。

## 3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に**必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及**、**任命権者が指標を定めようとする際の助言**並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を「**独立行政法人教職員支援機構**」に改める。

## 4. 施行期日

平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)

### 法律の施行

大学と教育委員会が連携した教員の育成体制を整備した上で、学習指導要領の全面実施に備えることが必要

### 学習指導要領等

道徳の教科化及び幼稚園教育要領は平成30年度から全面実施予定。  
次期学習指導要領は平成32年度から順次実施予定。

## 「検定試験の評価等の在り方に関する調査研究協力者会議」開催要綱

平成28年10月25日

生涯学習政策局長決定

## 1 趣旨

これまで「検定試験の評価ガイドライン（試案）について」（平成22年6月）や、「検定試験の自己評価シート」（平成23年2月）に基づき、主に各検定実施団体において検定試験に対する評価の取組が行われてきた。

その後の評価の取組の進展等を踏まえ、評価を通じた検定試験の質の改善と向上を一層効果的・効率的に進めるため、自己評価及び第三者評価の相互の体系、その評価内容・項目及び第三者評価機関の在り方等について検討し、ガイドラインを作成することにより、民間事業者等の主体的な取組を支援するため、「検定試験の評価等の在り方に関する調査研究協力者会議」を開催する。

## 2 検討事項

(1) 以下の事項に関する相互の体系や詳細についての検討及びその結果を踏まえた検定試験の評価ガイドラインの策定

①検定事業者が行う自己評価

②第三者評価機関による第三者評価 等

(2) その他

## 3 実施方法

2に掲げる事項について、別紙に定める有識者により、検討を行う。

## 4 期間

この会議の期間は、「2. 検討事項」に係る検討が終了するときまでとする。

## 5 庶務

この会議に関する庶務は、生涯学習政策局生涯学習推進課において処理する。

## 検定試験の評価等の在り方に関する調査研究協力者会議 委員名簿

乾 喜一郎	リクルート『ケイコとマナブムックシリーズ』編集長
沖 清豪	早稲田大学入試開発オフィス長
片桐 秀昭	一般財団法人日本書写技能検定協会専務理事
後藤 博史	公益社団法人全国工業高等学校長協会理事長、 神奈川県立神奈川工業高等学校長
小嶺 大進	武蔵村山市教育委員会教育部教育指導課指導担当参事
今野 雅裕	政策研究大学院大学学長特別補佐
柴山 直	東北大学大学院教育学研究科教授
萩原 民也	特定非営利活動法人日本語検定委員会事務局長
林 規生	株式会社教育測定研究所所長、 公益財団法人日本英語検定協会理事
堀口 一秀	学校法人中央工学校理事長・中央工学校校長、 一般財団法人中央工学校生涯学習センター理事長
宮井 あゆみ	公益財団法人画像情報教育振興協会事務局長

敬称略・五十音順 (計：11名)

# 高大接続改革：「三つのポリシー」に基づく大学教育改革の実現に向けて

## 「学校教育法施行規則の改正」

全ての大学等において、以下の三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。

- ① 卒業認定・学位授与の方針、② 教育課程編成・実施の方針、③ 入学者受入れの方針

(平成29年4月1日施行)

### 大学教育の充実に向けた

### PDCAサイクルの確立

### 大学教育の 質的転換

- ・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現
- ・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものと構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

### 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化

＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、  
一貫性あるものとして策定

### 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、  
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

### 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、  
具体的な入学者選抜方法の明示

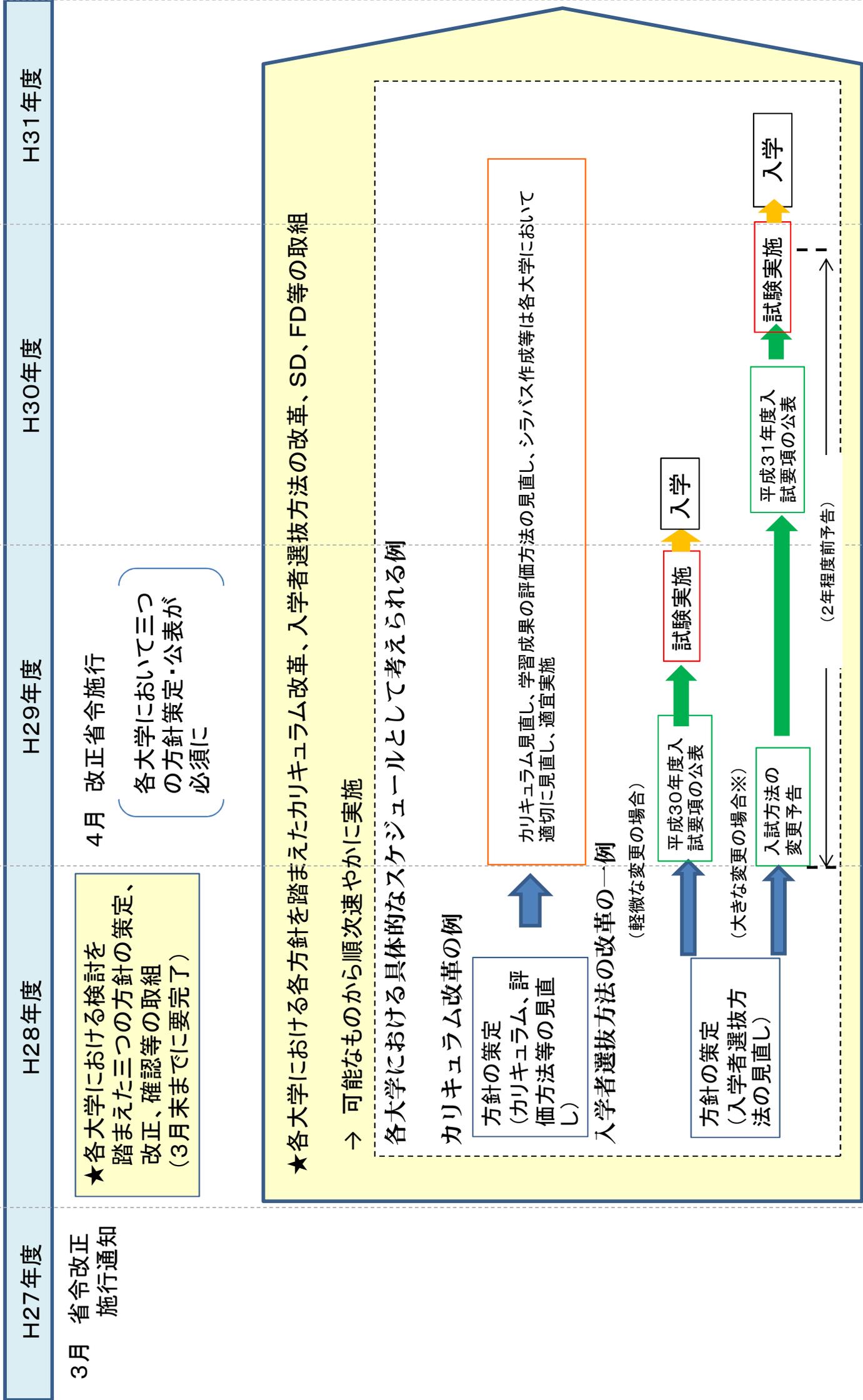
## 「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」

### 各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた自主的・自律的な三つのポリシーの策定と運用の参考指針

(主な内容)

- ・ 三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム(授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程)を基本に、各大学が適切に判断。
- ・ 各大学において、
  - ① 卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、② これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
  - ・ 三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
  - ・ 三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

# 三つの方針の策定・公表に関し各大学に求められる取組のスケジュール(案)



※教科・科目の変更等が入学者志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合

## 【経緯等】

《背景・課題》

○ 大学の質保証については、平成16年に第三者評価制度である認証評価制度が導入され、現在2巡目の評価が実施されているところ、現行の認証評価制度に対しては、以下のような指摘がなされている。

- ・法令適合性等の外形的な評価項目が多く、必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ・評価結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ・社会一般における認証評価の認知度が十分ではない

## 中央教育審議会大学分科会を中心に 認証評価制度の改善に向け検討

《平成28年3月18日》中央教育審議会大学分科会「**認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）**」をとりまとめ  
 ⇒ 審議まとめを踏まえ、「**学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令**」を平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行

## 【省令改正内容】

○ 大学評価基準において定める評価事項関連

(1) 大学評価基準における共通項目の充実

**大学評価基準に共通して定めなければならない事項**として、以下の点を追加するものとする。

① 三つの方針(※)に関すること。

② 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)に関すること。

※卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

(2) 重点評価項目の設定

大学評価基準に定める項目のうち、**内部質保証に関することについては、重点的に認証評価を行うものとする。**

(3) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関はACの結果を踏まえた文部科学大臣の意見において「是正意見」「改善意見」が付された大学に対する評価を行うに当たっては、当該意見に対して講じた措置を把握するものとする。

### ○ 評価の質の向上

#### (1) 認証評価機関の自己点検・評価の義務化

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

#### (2) 認証評価機関におけるフォローアップ

認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めるものとする。

#### (3) 評価における社会との関係強化

認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれるものとする。

※高等専門学校の研究等の総合的な状況に係る認証評価（機関別評価）においても、上記省令改正内容について、準用する。

### 【中教審審議まとめを踏まえた取組】

#### ○ 各大学等が、**教育研究の質の確保**に資する内部質保証の体制の構築等に取り組む際、また**認証評価機関**が大学評価基準等を見直し、**認証評価**を行う際には、以下のよう**な事項**に取組。

- ・内部質保証に関することについて、優れた取組等を実施していると評価した大学等に対し、次回評価において評価内容及び方法の弾力化により評価の効率化を図ること。また、法令遵守事項については、評価書やチェックシートの確認など**方法の簡略化**を図ること。
- ・大学の自己点検・評価の段階から**客観的なデータや指標の積極的な活用**、認証評価機関においても**定量的な評価の実施**や**エビデンスの収集強化**に取り組むこと。
- ・教育の質的転換を促進するため、**各大学等が学生の学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組むこと。**
- ・評価の過程において、**認証評価と社会との関係強化等の観点から、高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組むこと。**
- ・重点評価項目である内部質保証について**段階別評価の活用**など、評価結果を**社会一般に対して分かりやすく発信**するとともに、**特に優れた取組を積極的に公表**すること。
- ・認証評価に係る各大学等の負担の軽減のため、**国立大学法人評価などの他の評価における教育研究に関する評価資料及び結果も活用した評価に取り組むこと。**